

とちぎ広域消防事務組合財務規則

〔平成28年3月18日
規則第17号〕

改正 平成29年規則第1号

(趣旨)

第1条 とちぎ広域消防事務組合の予算、収入、支出、決算、契約、財産、債権、基金及びその他財務については、法令、条例その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 事務局長 とちぎ広域消防事務組合事務分掌規則（平成27年規則第3号。以下「事務分掌規則」という。）第4条第1項に規定する事務局長をいう。
- (4) 次長等 事務分掌規則第5条に規定する事務局次長及びとちぎ広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年規則第4号。以下「消防局組織規則」という。）第6条第1項に規定する消防局次長をいう。
- (5) 課長等 事務分掌規則第6条第1項に規定する事務局主幹その他事務部局の課長職にある者、消防局組織規則第7条第1項に規定する消防局の課長職にある者及び消防署長をいう。
- (6) 次課長等 前2号に規定する次長等及び課長等をいう。

(賠償責任)

第3条 法第243条の2第1項後段の規定により損害の賠償をしなければならない職員は、同項各号に掲げる行為をする権限を有する職員を直接に補助する職員とする。

(予算等に関する準用)

第4条 予算、収入、支出負担行為、支出、決算、契約、財産及び債務等については、帯広市財務規則（昭和55年帯広市規則第28号）第2章から第11章までの規定を準用する。この場合において、「政策推進部長」とあるのは「事務局長」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「部課長等」とあるのは「次課長等」と、「財政課長」とあるのは「事務局主幹」と、「財政担当企画監」とあるのは「事務局次長」と、「市債」とあるのは「組合債」と、「部長等」とあるのは「課長等」と、「手続等に関しては、会計規則」とあるのは「手続等に関しては、とちぎ広域消防事務組合会計規則（平成28年規則第19号。以下「会計規則」という。）」と、「部次長等」とあるのは「次長等」と、「市費」とあるのは「組合費」と、「契約規則」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合契約規則（平成28年規則第18号）」と、「公有財産規則の規定するところ」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合運営に関する規則（平成27年規則第1号）第2条第1項により準用する帯広市公有財産規則（昭和55年帯広市規則第21号。以下「公有財産規則」という。）の規定するところ」と、「市の」とあるのは「組合の」と、「市に」とあるのは「組合に」と、「会計規則第

4章」とあるのは「会計規則」と、「市が」とあるのは「組合が」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月18日）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、帯広市財務規則、北十勝消防事務組合の運営に関する条例（昭和45年北十勝消防事務組合条例第2号）第8条により準用する音更町財務規則（平成9年音更町規則第4号）、西十勝消防組合財務規則（平成14年西十勝消防組合規則第2号）、南十勝消防事務組合財務規則（平成4年南十勝消防事務組合規則第1号）、東十勝消防事務組合財務規則（昭和50年東十勝消防事務組合規則第7号）及び池北三町行政事務組合財務規則（昭和62年池北三町行政事務組合規則13号）（以下これらの規則を「旧財務規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 当分の間、旧財務規則の規定に定める様式による用紙は、所要の事項を適宜補正して使用することができるものとする。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。